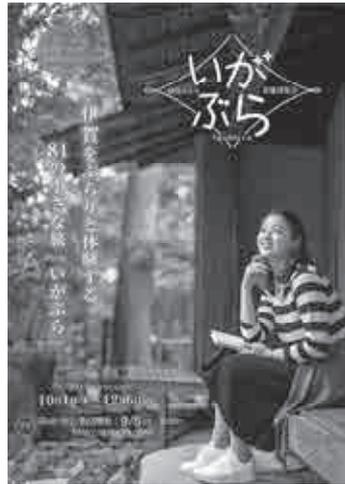


着地型観光「伊賀ぶらり体験博覧会 いがぶら」のパートナーを募集します



▲昨年度のパンフレット

募集メニューのテーマは6種類
 「食」「自然」「歴史（文化・伝統）」「工芸・まつり」「美と健康」「まち・むら歩き」「忍者・芭蕉」

体験プログラムを

市では、「観光立市」をめざし、地域全体で観光客を受け入れる体制づくりのため、着地型観光の考えに基づく「伊賀ぶらり体験博覧会 いがぶら 2016」を実施します。

着地型観光ってなに？

観光事業者だけでなく、商業者や農業者、NPO、自治協議会組織など、直接観光業に関係のなかった人でも参加できます。それぞれ伊賀らしい独自の体験プログラム（有料）を考案いただき、市全体で観光メニューとして発信していきます。

体験プログラムを
 提供する人が「パートナー」
 おもてなし事業の実施者を「パートナー」と呼び、期間中の都合の良い日時におもてなしプログラムを実施していただきます。

プログラムの料金・募集人数（最少催行人数）も自由に決めていただけます。
 ※参加料として、基本料金を3,000円と売り上げの5%を事務局にお支払いいただきます。

集客アップや過疎化対策、新規事業のきっかけなど
 目的はさまざま
 飲食・サービス業などの

集客アップ、地域活動の資金作り、都市農村交流による過疎化対策、異業種間の交流、新たな事業を始めるきっかけ作りなど、さまざまな目的を達する手段としてご利用いただけます。



◆過去のいがぶらでは：

異業種のパートナー
 同士の交流で新たな企画が生まれたり、顧客獲得に成功した事例がありました。

◆パートナーになると こんなメリットが

おもてなしプログラムを公式ガイドブックや公式ウェブサイトに「いがぶら」に掲載します。
 ※ガイドブックは市内各施設・店舗のほか、県内・県外の各地で配布します。

「いがぶら」のしくみ

プログラム参加希望のお客様には公式ウェブサイトから予約をしていただき（一部電話受付あり）、パートナーはプログラムの編集や参加申し込み状況の把握などを行っていただくことができます。

お客様からの参加料金は、プログラム開催時に徴収していただきます。

《実施までの予定》

- ①5月31日(火) パートナーの参加申込期限 ※随時、考案いただいたプログラム内容の磨き上げに取りかかります。
- ②7月初旬(土) ポスター・告知チラシによる「いがぶら2016」開催のPR開始
- ③8月初旬(土) 公式ガイドブック・公式ウェブサイト完成、記者発表、一般公開

《申込期限・方法》

- ④9月初旬(土) プログラム予約受付開始
- ⑤10月1日(土)～12月4日(日) 「いがぶら2016」開催
- ⑥2月初旬(土) パートナー向けステップアップ検証会（「いがぶら2016」実績報告会）

5月31日(火)
 ※(株)まちづくり伊賀上野へ必ず持参してください。申込書提出時に、今後の必要書類などを渡します。
 ※参加申込書などは、市ホームページからダウンロードできます。

【申込先・問い合わせ】

〒518-0873
 伊賀市上野丸之内 500 番地
 ハイトピア伊賀 3階
 (株)まちづくり伊賀上野
 ☎/FAX 050-5204-2828
【問い合わせ】 観光戦略課
 ☎ 22-9670 FAX 22-9695

◆ 助成対象や助成内容を変更しました

不妊治療費・不育症治療費の助成

【問い合わせ】健康推進課
☎ 22-9653 FAX 22-9666



◆ 特定不妊治療費（体外受精・顕微授精）助成事業

特定不妊治療（体外受精または顕微授精で採卵に至ったもの）を受けた夫婦を対象に治療費の一部を助成しています。

	①三重県特定不妊治療費助成事業	②伊賀市特定不妊治療費助成事業 ※①と合わせて申請
助成要件	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定不妊治療以外の方法では妊娠の見込みがないか、極めて少ないと医師に診断された法律上の夫婦であること ○ 指定医療機関で治療を受けたものであること ○ 夫婦の双方またはどちらかが伊賀市に住民登録されていること 	
所得制限	夫婦の前年の所得の合計額（1～5月の申請は前々年の所得）が730万円未満	夫婦の前年の所得（1～5月の申請は前々年の所得）の合計額が400万円未満
助成上限額	1回あたり、上限15万円または7万5千円 初回申請時のみ30万円 ※治療内容により上限額が異なります。	1回あたり、上限10万円 初回申請時の助成はありませんが、治療内容によって助成があります。
助成回数	<ul style="list-style-type: none"> ○ 39歳以下：通算6回まで ○ 40～42歳：通算3回まで 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 39歳以下：通算5回まで ○ 40～42歳：通算2回まで

※助成回数は、これまでに助成を受けた回数や県外で助成を受けた回数も通算されます。

※通算回数は、初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢で判断します。

※妻の年齢が43歳以上の場合は、助成対象外となります。

◆ 男性不妊治療費助成事業

＜対象者＞ 特定不妊治療の一環として行われる男性を対象とする保険適用外の手術などを受けた夫婦

＜助成内容＞

特定不妊治療費助成事業に加えて、三重県は15万円、伊賀市は5万円を上限に助成します。

◆ 第2子以降の特定不妊治療費に対する助成回数追加事業

＜対象者＞ 妻の年齢が43歳未満で、1人以上の実子がいる、所得合計額が400万円未満の夫婦のうち、平成26年度以降に新規で特定不妊治療費の助成を受け、助成上限回数を超過した夫婦

＜助成内容＞

初回助成の対象となった治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満の場合は2回まで、40歳以上43歳未満で平成26年度に新規で特定不妊治療費助成事業の助成を受けた場合は3回まで、平成27年度以降に新規で特定不妊治療助成事業の助成を受けた場合は5回まで治療費の一部を助成します。

※1回あたり上限15万円

◆ 不育症治療費助成事業

＜対象者＞

保険適用外の不育症治療・検査を受けた、所得合計額が400万円未満の夫婦

＜助成内容＞

1年度1回限り、上限10万円

◆ 一般不妊治療費（人工授精）助成事業

＜対象者＞

保険適用外の人工授精による不妊治療を受けた人で、次の要件をすべて満たしている人

○ 医師に一般不妊治療が必要であると診断された法律上の夫婦

○ 夫婦の双方またはどちらかが伊賀市に住民登録されていること

○ 夫婦の前年の所得（1～5月の申請は前々年の所得）の合計額が400万円未満

＜助成内容＞

1年度1回限り通算5年まで

1回あたり上限3万円



提出書類や申請方法など詳しい内容については、お問い合わせください。

【申請先・問い合わせ】健康推進課